

薬生食輸発0210第1号
令和5年2月10日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産とうもろこしのアフラトキシン及びパキスタン産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年2月9日付け薬生食輸発0209第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査においてイタリア産とうもろこしの粉及びパキスタン産ごまの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

1. 別添1のイタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加し、

2. 別添1のパキスタンの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子	—	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を追加する。